

# 第7章 国際事務局に対する手続

## 第1節 手続の原則

### 1. 手続の形式

- (1) 国際事務局に対する手続において、その差出書面は様式化されていません。したがって、出願人が提出する書類（願書を除く）が書簡（letter）の形式のものでない場合には、提出する書類に国際出願を特定する書簡を添付します。（規9 2. 1 (a)）
- (2) 国際出願を特定するには、出願人の氏名（名称）及びあて名（代理人がいる場合には代理人の氏名及びあて名も表示）、国際出願番号を表示することにより行います。
- (3) 書簡は、A4の用紙を用いることが望ましいとされています。
- (4) ePCT オンラインサービス  
国際事務局 PCT Operations Division 各担当チーム及び受理官庁としての国際事務局(RO/IB)に対する書類は ePCT オンラインサービスを利用して提出することができます。ePCT 利用にあたって必要となるユーザーアカウントは、国際事務局ウェブサイト ePCT PORTAL (<https://pct.wipo.int/>) から作成可能です。ePCT スタートガイド（日本語版）([http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct\\_getting\\_started.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf)) もご参照ください。  
※ ePCTに関する問い合わせ先は、下記4. (5) ePCT eServices Help Deskをご参照ください。

### 2. 書簡の言語

- (1) ファクシミリ及び郵送で書類を提出する場合  
英語による国際出願の場合は英語で、日本語による国際出願の場合は英語又はフランス語で作成します。（規9 2. 2 (d)、細1 0 4 (b)）
- (2) ePCT を利用して書類を提出する場合  
日本語による国際出願の場合は、英語又はフランス語に加えて、日本語でも作成することができます。（細1 0 4 (c)）

### 3. 書簡の署名

- (1) ファクシミリ及び郵送で書類を提出する場合  
書簡には、手続者（出願人又は代理人）が署名します。（規9 2. 1 (a)）  
なお、署名の後には氏名をタイプ打ちしてください。  
※ 特許業務法人が代理人である時は、「特許業務法人名及び署名者の氏名」をタイプ打ちしてください。  
※ 代理人が手続をする際には委任状が必要となる場合があります。

(2) ePCT を利用して書類を提出する場合

ePCT のテキスト署名は、手続きを行う個人の氏名（企業名・事務所名のみは不可）を二本の斜線（//）の間に記載します。また、特許業務法人が代理人である場合、手続き者が当該国際出願のために選任された特許業務法人に所属する弁理士である旨を明記する必要があります。下の例を参考に連絡事項欄及び署名欄を記入してください。

例：特許業務法人東京特許事務所（Tokyo Patent Firm）の弁理士国際太郎（KOKUSAI Taro）の場合

連絡事項欄（必須）	KOKUSAI Taro is a patent attorney of Tokyo Patent Firm.
テキスト署名欄	/KOKUSAI Taro/または /KOKUSAI Taro, Tokyo Patent Firm/

※ 代理人が手続きをする際には委任状が必要となる場合があります。

#### 4. 国際事務局のあて名・ファクシミリ番号及び各種お問い合わせ先

※ 国際事務局へ連絡する際の注意事項

電話でのお問い合わせは、中央ヨーロッパ時間で午前9時から午後6時までです。（時差にご注意ください。）

また、電子メールでのお問い合わせは、メール件名（タイトル）に国際出願番号を記載してください。

(1) PCT Operations Division のあて名及びファクシミリ番号

PCT Operations Division  
INTERNATIONAL BUREAU OF WIPO  
34, chemin des Colombettes  
1211 GENEVA 20  
SWITZERLAND  
Fax : (41-22)338-8270

(2) 日本国特許庁を受理官庁として出願した個別の国際出願に関する質問（日本語可）

① 国際出願番号の末尾が00～49の国際出願に関して

Team7  
E-mail : pct.team7@wipo.int  
Fax : (41-22) 338 90 90  
電話 : (41-22) 338 74 07

② 国際出願番号の末尾が50～99の国際出願に関して

Team8  
E-mail : pct.team8@wipo.int  
Fax : (41-22) 338 70 10  
電話 : (41-22) 338 74 08

- (3) 国際出願制度に関する質問（日本語可）  
PCT法務部  
電話：(41-22) 338 99 16  
※ 不在の場合は（4）PCT Infoline にお問合せください。
- (4) 国際出願の出願手続及び国際段階の手続に関する一般的な質問（原則英語）  
PCT Infoline  
電話：(41-22) 338 83 38  
Fax：(41-22) 338 83 39  
E-mail：pct.infoline@wipo.int
- (5) ePCTに関する質問（原則英語）※日本語を希望する場合は、その旨お伝えください。  
ePCT eServices Help Desk  
電話：(41-22) 338 95 23  
Fax：(41-22) 338 80 40  
E-mail：pct.eservices@wipo.int

## 第2節 国際事務局に対する主な手続

※ 国際事務局に対するデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求に関しては、第5章第5節2.（P 6 7）を、また、国際事務局への記録の一括変更手続については、P 8 2のコラムをご参照ください。

### 1. 条約第19条の規定に基づく補正

#### (1) 補正

出願人は国際調査報告を受けた後、所定の期間内に国際出願の「請求の範囲」について、1回に限り補正をすることができます。（条19(1)）

#### (2) 提出の期間

国際調査報告の送付の日から2月の期間又は優先日から16月の期間のうちいずれか遅く満了する期間です。ただし、期間の満了の後であっても、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、当該期間の末日に受理したものとみなされます。

（規46.1）

補正書、説明書の提出をファクシミリにより行った場合は、14日以内にその原本を国際事務局に提出しなければなりません。

なお、ePCTを利用して補正書を提出する場合は、国際事務局への原本の提出は不要です。

#### (3) 要旨変更

① 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてすることはできません。

（条19(2)）

② 指定国の国内法令が開示の範囲を超えた補正を認めている場合には、前記①に従わないことは、当該指定国においていかなる影響も及ぼすことはありません。（条19(3)）

#### (4) 補正の方法

- ① 補正書の形式 (規46.5) [様式5-1(1)(2)]
- a 「請求の範囲」を補正する場合には、補正後の請求の範囲全文を記載したものを、差替え用紙として提出しなければなりません。
- b 上記 a の差替え用紙には書簡を添付し、出願時の請求の範囲と補正後の請求の範囲の相違点を記載します。さらに、その補正の根拠を表示します。  
(参照: WIPO ウェブサイト PCT NEWSLETTER 2010年9月号「実務アドバイス」)
- c 補正により請求の範囲が削除される場合、書簡にその旨を記載します。

#### 《書簡の記載例》

- the claim ○ is unchanged (請求項(項番)は、変更しません)
  - the claim ○ is cancelled (請求項(項番)は、削除します)
  - the claim ○ is new (請求項(項番)は、追加です)
  - the claim ○ replaces the claim ○ as filed  
(請求項(項番)は、出願時における請求項(項番)と置き換えます)
  - The claim ○ is based on paragraph [nnnn] of the description as filed.  
(請求項(項番)は、出願時の明細書の段落 [nnnn] に記載された事項に基づくものです。)
  - The word(s)/expression(s)/sentence(s) "×××" of the claim ○ is/are based on paragraph [nnnn] of the description as filed.  
(請求項(項番)の「×××」の記載は出願時の明細書の段落 [nnnn] に記載された事項に基づくものです。)
- ② 補正書(請求の範囲の差替え用紙)の言語  
国際出願が英語の場合には英語で、国際出願が日本語である場合には日本語を用います。
- ③ 差替え用紙の頁番号
- a 補正により用紙が追加される場合  
追加される用紙の頁番号は、出願時の請求の範囲の最終頁番号に斜線及びアラビア数字で表示します。  
(例: 出願時18~19頁2枚だった請求の範囲が、全文補正により4枚となった場合、頁番号の記載は次のようにします。  
1枚目: 18、2枚目: 19、3枚目: 19/1、4枚目: 19/2)  
(細311(b)(ii))
- b 補正により用紙枚数が減る場合  
削除される用紙については、差替え用紙の添付を必要としません。
- ④ 説明書  
補正並びにその補正が明細書及び図面に与える影響があるとき、国際公開の言語で作成した簡単な説明書(Brief Statement: 英語に翻訳したときに英文字で500語以内)を補正書と同時に提出することができます。(条19(1)、規46.4) [様式5-1(3)]

#### (5) 補正書の写しの提出

条約第19条補正書の提出の時に既に国際予備審査の請求を行っている場合には、補正書を国際事務局に提出すると同時に、その写しを国際予備審査機関にも提出することが望ましいとされています。(規62.2)

## 2. 国際調査機関の見解書に対するコメント

### (1) 非公式コメント

出願人は、国際調査機関が作成した見解書に対してコメントを提出することにより、反論を示すことができます。コメントは条約及び規則等に規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれています。

### (2) 提出の期間

非公式コメントの提出について明示的な期限はありませんが、国際事務局は優先日から28月の期間内に提出し、国内移行時まで指定官庁が利用可能な状態にしておくことを推奨しています。優先日から30月を経過した後に国際事務局が非公式コメントを受領した場合は指定官庁へは送付されません。(参照:WIPO ウェブサイト PCT NEWSLETTER 2015年1月号)

### (3) 提出の方法

- ① 日本語でコメントを記載することは可能ですが、それが国際調査機関の見解書に対するコメントであることを国際事務局が判別できる必要があります。したがって、そのタイトルは必ず「**Informal Comment(s)**」として非公式コメントであることを明確にしておく必要があります。なお、国際出願を特定できる書誌事項を英語で記載した書簡を添付してください。
- ② 非公式コメントは、例えば条約第19条補正と同時に提出することも可能です。その際、非公式コメントと条約第19条補正はそれぞれ書簡と用紙を分けて作成してください。

### (4) 非公式コメントの提出後の手続

非公式コメントは、優先日から30月経過した後に国際事務局から「特許性に関する国際予備報告(第一章)」とともに指定官庁に送付されます。

非公式コメント提出後に国際予備審査請求を行った場合には、非公式コメントは国際予備審査機関及び指定官庁には送付されません。国際予備審査機関に国際調査機関の見解書に対する反論を提出する場合は、答弁書として提出する必要があります。

### (5) 非公式コメントの利用

非公式コメントを実体審査において参酌するか否かは各国の指定官庁の判断に委ねられています。(非公式コメントは、公開日以降にパテントスコープで見ることができます。)

なお、出願人が指定官庁に対して非公式コメントを提出する場合、翻訳を求められることがあります。

日本国特許庁(指定官庁)では、優先日から30月経過した後に国際事務局から指定官庁へ送付される日本語の「非公式コメント」を上申書と同様に取り扱います。

よって、出願人は指定官庁に対して日本語の「非公式コメント」を改めて提出する必要はありません。ただし、国際事務局から指定官庁への送付が遅れる場合があるので、国内での実体審査において確実に反映させるために、上申書により指定官庁へ提出することも可能です。

また、外国語の「非公式コメント」については、その翻訳文を上申書により提出することができます。

### 3. 国際予備審査の請求又は選択の取下げ

出願人は、いずれかの又はすべての選択国の選択を取り下げることができます。すべての選択国の選択が取り下げられた場合には、国際予備審査の請求は取り下げられたものとみなします。  
(条37(1)、(2))

#### (1) 取下げが可能な時期

国際予備審査の請求又は選択のいずれか、もしくはすべての選択の取下げは、優先日から30月を経過する前にいつでも行うことができます。  
(規90の2.4(a))

#### (2) 取下げの方法

- ① 出願人が国際事務局に届け出ます(通告)。 (条37(3)(a))
- ② 通告には、すべての出願人が署名します。 (規90の2.5)  
共通の代表者とみなされた出願人が他の出願人の代わりに通告に署名する権限は有しません。

#### (3) 取下げの効力

- ① 国際事務局に対する出願人からの通告の受領時に効力が生じます。 (規90の2.4(b))
- ② 条約第37条(3)(a)の規定にかかわらず出願人が取下げの通告を国際事務局でなく国際予備審査機関に提出した場合には、国際予備審査機関は、その通告に受理の日を付して国際事務局に送付します。その通告は、その日付に国際事務局に提出されたものとみなします。  
(規90の2.4(c))

#### (4) 取下げの効果

- ① 条約第40条(2)の規定(出願人の明示の請求)に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している選択官庁については効力を生じません。 (規90の2.6(a))
- ② 国際予備審査の請求又はすべての選択が取り下げられた場合には、国際予備審査機関による国際出願の処理は中止します。 (規90の2.6(c))

### 4. 早期の国際公開の請求

#### (1) 国際公開の請求

出願人は、国際公開の期間(優先日から18月経過後)より前に国際出願が公開されることを望む場合は、早期公開の請求をすることができます。 (条21(2)(b)) [様式5-2]

#### (2) 特別の手数料

出願人が早期の国際公開を請求した場合において、国際公開に国際調査報告等を利用することができないときは特別の国際公開のための手数料が必要となります。 (規48.4(a))  
手数料の金額 200スイスフラン(CHF) (細113(a))

### 5. 訂正拒否の公表の要請

出願人は、明らかな誤りの訂正請求が拒否された場合において、その訂正のための請求を国際出願とともに公表するよう要請できます。 (規91.3(d))

(1) 要請の期間 (規 9 1. 3 (d))  
訂正の拒否の日から 2 月以内

(2) 特別の手数料 (規 9 1. 3 (d))  
公表の要請は手数料の支払が条件となります。  
手数料の額 (細 1 1 3 (b))  
 $50 \text{ スイスフラン (CHF)} + 12 \text{ スイスフラン (CHF)} \times (\text{頁数} - 1)$

## 6. 翻訳文の写しの提供

指定官庁又は選択官庁は、国際事務局の要請により、当該官庁に対して出願人が提出した国際出願の翻訳文の写しを国際事務局に提供します。国際事務局は、いかなる者に対しても請求により費用の支払いを条件として当該翻訳文の写しを提供します。 (規 9 5. 1)

## 7. 優先権書類の写しの請求

国際事務局は、国際出願が公開された場合には、請求により、費用の支払いを条件として、いかなる者に対しても優先権書類の写しを提供します。ただし、以下に該当する場合を除きます。 (規 1 7. 2 (c))

- ① 当該国際出願が公開前に取り下げられた場合
- ② 優先権主張が公開前に取り下げられた場合
- ③ 優先権主張が条約規則 2 6 の 2. 2 (b) の規定により無かったものとみなされた場合

手数料の額	優先権書類の写し	35 スイスフラン (CHF)
	同証明付謄本	50 スイスフラン (CHF)

## 8. 特別の手数料の支払い方法

前記 4. ～ 7. の手続に必要な特別の手数料 (スイスフラン) は、郵便為替や国際事務局の下記口座へ振り込むなどの方法があります。銀行振込の場合にはその振込みを証明する書面を書簡 (letter) に添付して国際事務局へ送付します。

振込先：

《国際事務局の銀行口座》

振込先銀行名	Swiss Credit Bank
銀行の所在地	CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND
受取人の名称	WIPO/OMPI
受取人の住所	34, Chemin des Colombettes 1211 Geneva 20 SWITZERLAND
口座の番号	CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFTコード	CRESCHZZ80A

(参考) 料金表：

PCT 出願人の手引 (PCT Applicant's Guide)

附属書 IB (世界知的所有権機関) B 一般情報の欄

([http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvoll/annexes/annexb2/ax\\_b\\_ib.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvoll/annexes/annexb2/ax_b_ib.pdf))

## 9. 国際出願に関する書類の送付請求

出願人は、受理官庁の国際出願日を認めることの拒否、若しくは国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、又は国際事務局の条約第12条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったとの認定に不服があり指定官庁に対し検査を申し出る場合に、国際事務局に対して特定する指定官庁に当該出願に関する書類の写しの送付を請求することができます。

(条25(1)(a))

### (1) 請求の期間

拒否、宣言、認定の通知の日から2月以内 (規51.1)

### (2) 請求の方法

請求に通知の写しを添付して行います。 (規51.2)

## 10. 承継国に対する国際出願の拡張の請求

(1) 国際出願日が(2)に定める期間内にある国際出願の効果は、自国の独立の前においてその領域が、当該国際出願で指定された締約国であって後に消滅した国(先行国)の領域の一部であった国(承継国)について適用することができます。ただし、承継国が条約を適用する旨の継続の宣言を事務局長に寄託することにより締約国になった場合に限り、(規則32.1(a))

(規則32.1(a))

(2) (1)に規定する期間は、先行国が存続する最終の日の次の日に始まり、事務局長が(1)に規定する宣言を工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国政府に通報した日の後2月で終了します。ただし、承継国の独立の日が先行国が存続する最終の日の次の日より早い場合には、承継国は、当該期間が承継国の独立の日に始まることを宣言することができます。この宣言は、(1)に規定する宣言とともに行うものとし、また、独立の日を特定します。(規則32.1(b))

(3) 出願日が(2)に該当する期間内にありその効果が承継国について適用される国際出願についての情報は、国際事務局により公報に掲載されます。(規32.1(c))

(規32.1(c))



## 【コラム】国際事務局から送付される各種通知について

国際段階における各手続において、国際事務局から出願人へ様々な通知が送付されます。国際事務局からの通知は全て英語で記載されています。(実施細則103)

通知の内容に不明な点がある場合には、国際事務局（当該通知に関する連絡先（下記参照））へお問い合わせください。

通知名

通知に関する PCT 規則

**PATENT COOPERATION TREATY**

**PCT**

From the INTERNATIONAL BUREAU

To:

NOTIFICATION OF RECEIPT OF RECORD COPY  
(PCT Rule 24.2(a))

Date of mailing (day/month/year)	<b>IMPORTANT NOTIFICATION</b>
Applicant's or agent's file reference	International application No.

The applicant is hereby notified that the International Bureau has received the record copy of the international application as detailed below.

Name(s) of the applicant(s) and State(s) for which they are applicants:

International filing date:

Priority date(s) claimed:

Date of receipt of the record copy by the International Bureau:

List of designated Offices:

**ATTENTION:** The applicant should carefully check the data appearing in this Notification. In case of any discrepancy between these data and the indications in the international application, the applicant should immediately inform the International Bureau. In addition, the applicant's attention is drawn to:

- time limits for entry into the national phase (see [www.wipo.int/pct/en/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html) and *PCT Applicant's Guide*, National Phase, especially Chapters 3 and 4)
- requirements regarding priority documents (if applicable) (see *PCT Applicant's Guide*, International Phase, paragraph 5.070)

A copy of this Notification is being sent to the receiving Office and to the International Searching Authority.

The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No. +41 22 338 92 70 Form PCT/IB/301 (July 2010)	Authorized officer Telephone No. +41 22 338 XX XX
--	--

様式番号

通知に関する連絡先

(参考) 国際事務局から送付される主な通知の様式

様式番号	通知名 (下段は参考和訳)	通知の内容
PCT/IB/301	Notification of Receipt of Record Copy 記録原本の受理通知	記録原本が国際事務局に受理されたことを通知
PCT/IB/304	Notification Concerning Submission, Obtention or Transmittal of Priority Document 優先権書類の提出、入手又は送付に関する通知	優先権書類について国際事務局での受領状況をお知らせする通知
PCT/IB/306	Notification of the Recording of a Change 記録の変更通知	国際事務局にある記録が変更されたことを通知
PCT/IB/307	Notification of Withdrawal of International Application or Designations 国際出願または指定の取下げの通知	国際出願又は指定が取り下げられたことを通知
PCT/IB/308 (First Notice)	First Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which do not Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1)) 国際出願の送達に関する出願人への最初の通知 (22条1項に基づく30月の期限を適用していない指定官庁に対する送達)	国際事務局から指定官庁に対する国際出願の送達に関する通知 (条約第22条(1)に規定される30ヶ月の期限が適用されない指定官庁に関し、国際公開後、優先日から18~19ヶ月を経過した時点で、速やかに出願人に送付される。)
PCT/IB/308 (Second and Supplementary Notice)	Second and Supplementary Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1)) 国際出願の送達に関する出願人への二回目及び追加的な通知 (22条1項に基づく30月の期限を適用している指定官庁に対する送達)	国際事務局から指定官庁に対する国際出願の送達に関する通知 (条約第22条(1)に規定される30ヶ月の期限が適用される指定官庁に関し、優先日から27~28ヶ月を経過した後、速やかに出願人に送付される。)
PCT/IB/326	Notification Concerning Transmittal of Copy of International Preliminary Report on Patentability (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty) 特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第一章) の写しの送付に関する通知	特許性に関する国際予備報告を送付する旨の通知 (国際予備審査機関によって国際予備審査報告が作成されない場合に、規則44の2.1に基づき、国際調査機関が作成した見解書と同じ内容を特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第一章) として国際事務局が発行)
PCT/IB/338	Notification of Transmittal of Copies of Translation of the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I or Chapter II of the Patent Cooperation Treaty) 特許性に関する国際予備報告 (第一章または第二章) の翻訳の写しの送付の通知	特許性に関する国際予備報告 (見解書) 又は国際予備審査報告の翻訳の写しの送付に関する通知
PCT/IB/345	Communication in Cases for Which No Other Form is Applicable 他に使用すべき様式がない場合の通知	雑通知
PCT/IB/370	Invitation to Correct Declarations Made in the Request Under PCT Rule 4.17 PCT規則4.17に基づく出願の申立ての訂正命令書	願書に記載したPCT規則4.17に基づく出願の申立ての訂正命令書
PCT/IB/371	Notification Relating to Declaration Made Under PCT Rule 4.17 PCT規則4.17に基づく申立てに関する通知	願書に記載したPCT規則4.17に基づく出願の申立てに関する通知

通知の全一覧及び最新情報については、WIPO ウェブサイト「Forms Relating to the International Bureau」

(<http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/index.htm>) をご参照ください。